

独立行政法人国立高等専門学校機構における
災害等による授業料免除について

この度の大雨災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
この件に関連し、授業料免除申請を希望する場合は、期限までに申請願います。

<対象学年>

全学年（本科・専攻科問いません）

<対象者要件>

授業料納付期限前6月（新入生は1年）以内において、

- ① 学生の学資を主として負担している者（以下、「学資負担者」という）が死亡した場合
- ② 対象学生の居住する家屋又は学資負担者の居住する家屋が風水害等の災害（半壊・床上浸水以上）を受けた場合

但し、下記について、ご注意ください。

※高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1～3年生について

授業料が全額支援されている場合、高等学校等就学支援金制度が優先されます。

※高等教育の修学支援新制度の対象となる本科4年生以上について

授業料が全額減免されている場合、高等教育の修学支援新制度が優先されます。

<提出書類>

- ・罹災証明書（写）
- ・授業料免除申請書
- ・家庭調書

※上記書類に加え、個別に追加依頼させていただく場合があります。

<提出先> 学生課学生係

<提出期限> 令和6年9月30日（月）17時

【ご案内】奨学金・支援金について（日本学生支援機構ホームページより）

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2024072601.html>

- ① 令和6年7月25日からの大雨による災害により被害を受けた学生等への支援策について
- ② JASSO 災害支援金

※申請資格等を確認後、申請を希望する場合は、学生係（0235-25-9027）へご連絡ください。